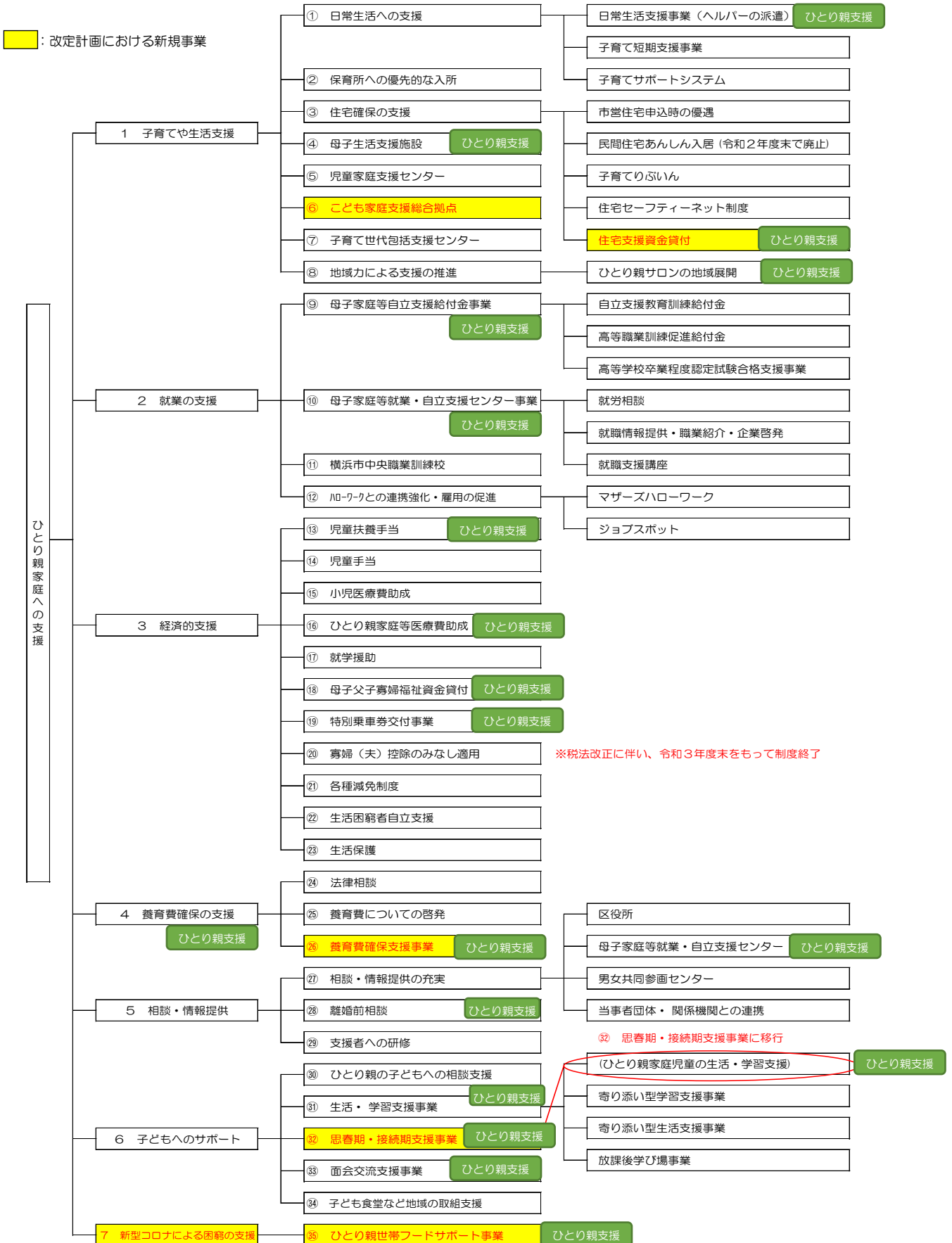


# V 支援の具体的計画

注： **ひとり親支援**

とあるのは、ひとり親家庭のみ対象となる支援

## ひとり親家庭自立支援計画体系図



## 1 子育てや生活支援

### <日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりの促進>

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。また、児童家庭支援センターにおいて、疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合の短期預かり（トワイライト・ショートステイ）や、相談支援を行います。

また、求職活動や就業に際して、保育所への優先的な入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、引き続き市営住宅の申込時の優遇や民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりびいんにおける賃貸住宅への家賃補助等を行います。求職活動中で収入が少なく、住居費の支払いが困難な場合には、就労支援計画を策定しての支援を行うとともに、その期間中の住居費用を貸し付ける「住宅支援資金貸付」を、市社協を通じて行います。

また、新たな住宅のセーフティネット制度により、新たな住宅確保策に取り組みます。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、状況に応じて、母子生活支援施設における自立支援や、施設退所後の継続的なフォローを行うなど、地域で自立した生活ができるような支援にも取り組みます。

更に、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等地域で支援に関わる関係者の方々や、子どもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、身近な場所でひとり親同士が交流する機会づくりを行うなど、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

### 1 日常生活への支援

#### ● 日常生活支援事業（ヘルパーの派遣）

#### ひとり親支援

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

#### ● 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。

（担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課）

## ● 子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かって欲しい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

## 2 保育所への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課)

## 3 住宅確保の支援

### ● 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

(担当部署：建築局市営住宅課)

### ● 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(※令和2年度末をもって廃止)

(担当部署：建築局住宅政策課)

### ● 子育てりびいん

18歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した民間賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(担当部署：建築局住宅政策課)

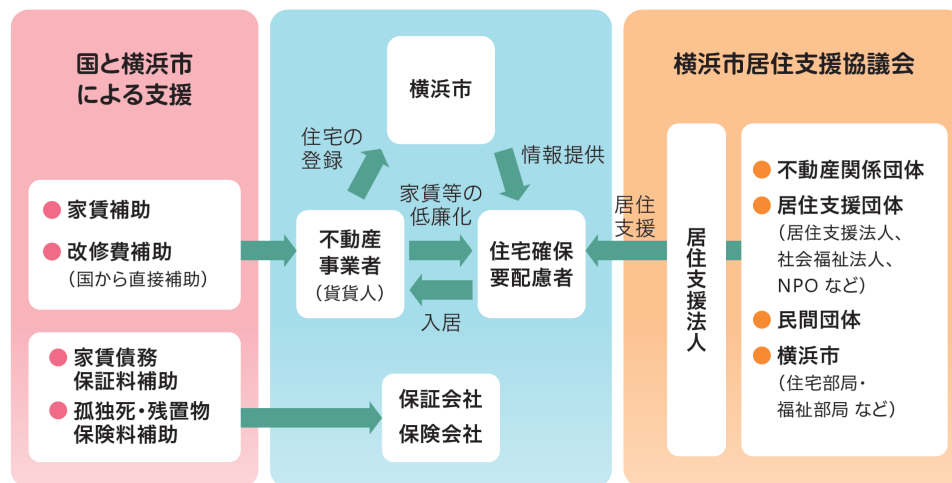
### ● 住宅セーフティネット制度

住宅確保が難しい要配慮者を対象に、賃貸住宅や空家・空室を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度・経済的支援及び居住支援により民間賃貸住宅等への入居を円滑にする取組を行います。

住宅セーフティネット事業では、要件を満たした一部住宅に対し、家賃及び家賃債務保証料等の補助を行います。

横浜市居住支援協議会では、横浜市関係局のほか不動産関係団体、居住支援団体、その他民間団体等で構成されており、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。また、住まい探しにお困りの方等に対する相談窓口を開設しており、相談内容に応じてセーフティネット住宅や公的賃貸住宅等の住宅、区役所や福祉支援機関等の福祉相談窓口、見守りや家賃債務保証等の居住支援サービスの紹介を実施しています。

<住宅セーフティネット制度のイメージ>



(担当部署：建築局住宅政策課)

● 住宅支援資金貸付 ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金（家賃）を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度より実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課 [※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

4 母子生活支援施設 《対象：母子》

ひとり親支援

18歳未満の子どもを養育している母子家庭で、環境面や生活面に課題を抱える世帯が支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。母子生活支援施設では、日常生活や就労、子育ての支援を行い、母子世帯の自立を支援します。

また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

5 児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署：こども青少年局こどもの権利擁護課)

6 こども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク

業務までを行う機能を区こども家庭支援課にて行います。困難を抱える家庭や支援を必要とする家庭へ適切な支援が届くように相談支援の充実を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 7 子育て世代包括支援センター

区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実を図ります。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課)

## 8 地域力による支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。また、ひとり親同士が地域で交流できるような仕組みづくりをすすめます。

### ● ひとり親サロンの地域展開

#### ひとり親支援

同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 2 就業の支援

### <より安定した就業形態での雇用の促進>

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得、学歴確保のために実施している、様々な給付金などを引き続き実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい社会的ニーズに即した講習会の開催や、ひとり親の方が受講しやすく、実際の就労につながりやすい環境を整えます。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）を中心に行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にもつとめます。

また、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を行うマザーズハローワークや、各区役所内に設置されたジョブスポットなどと、より身近な場所で迅速に求人情報を提供できるよう、連携を強化していきます。

9

## 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

### ● 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練講座を受講した方に、費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

### ● 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。（所得による制限あり）

なお、平成 28 年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付（一定の要件を満たせば返済免除）を行っています。

★平成 30 年度から対象資格を 10 資格に拡充、令和 3 年度から訓練期間が 6 か月以上の講座や情報関連資格取得のための講座も対象とする拡充を実施。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

### ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。（所得による制限あり）

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

10

## 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

### ● 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

### ● 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

- **就職支援講座**

ひとり親の就職に有用な技能講座（介護職員初任者講座等）を開催します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

## 1 1

### 横浜市中央職業訓練校

これから就職をしようとしているひとり親家庭の親・生活保護受給者の方に、就職に役立つ知識や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

（担当部署：横浜市中央職業訓練校）

## 1 2

### ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化し、雇用の促進します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

- **マザーズハローワーク**

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

- **ジョブスポット**

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり親家庭の就労を支援します。

## 3 経済的な支援

### <国制度の着実な実施>

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合があります。安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、突然の離死別に伴う強い一時的ストレスや、疾病や障害などの就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

13

## 児童扶養手当

ひとり親支援

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。（所得による制限あり）

★令和3年3月から公的年金併給に関する手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されました。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

14

## 児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。令和4年10月支給分からは、所得上限額を超える方に対する支給はありません。

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）

15

## 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。（所得による制限及び一部負担金あり）

★令和5年8月分から所得制限及び一部負担金を撤廃

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

16

## ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

ひとり親家庭等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

（所得による制限あり）

（担当部署：区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課）

17

## 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助します。

（担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課）

18

## 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

★平成30年度から大学院を新たに対象として拡大

（担当部署：区福祉保健センター及び子ども青少年局子ども家庭課）



## 19 特別乗車券交付事業

ひとり親支援

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス（ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く）・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

## 20 寡婦（夫）控除のみなし適用

ひとり親支援

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦（夫）控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。

※税制改正に伴い、令和4年3月31日をもってのみなし適用制度は終了しました。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

## 21 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

### ● 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

### ● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間（4月から翌年3月まで）4個まで免除になります。（対象：ひとり親家庭等医療費助成を受けている方）

### ● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。（対象：児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯）

### ● 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

### ● 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

### ● 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担軽減を行っています。（所得による制限あり）

## 22 生活困窮者自立支援

様々な事情により生活にお困りの方に対して、就職や家計の見直しなどにより、生活の立て直しや安定をはかることができるよう支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

## 23 生活保護

様々な事情で生活に困窮している方に対して、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署：区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

# 4 養育費確保の支援

### <養育費の確保が適切になされるための支援>

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担し、扶養義務を果たす必要があります。

しかし、実際には、養育費は子どもにとっての権利であるにもかかわらず、確保がすすまない場合も多いことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実にを行う必要性の周知を図るほか、個別の相談機能の強化に取り組みます。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターで、制度の周知や弁護士による無料法律相談により、養育費に関する相談や啓発等を行います。

また、養育費に関する取り決めを文書で行う場合や、取り決めを行っても養育費が支払われないときに保証会社からの給付を受けられる契約を締結する場合について、費用の補助を行います。

## 24 法律相談

ひとり親支援

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 25 養育費についての啓発

ひとり親支援

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

★平成30年度に養育費セミナーの回数増を実施

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

### ①養育費取決め支援補助金

公正証書の作成や調停により養育費支払いに関する取決めを行った場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担した金額に対しての補助を行います（上限額あり）。

### ②養育費保証支援補助金

養育費の取決めがあるにもかかわらず支払いがないときに、保証会社が支払人に代わって支払うことを保証する契約を締結した場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担した金額に対しての補助を行います（所得による制限、及び補助上限額あり）。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

## 5 相談機能や情報提供の充実

### <様々な相談や情報提供の充実>

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

本市調査結果においても、制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を強化していきます。情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく利用しやすいコンテンツにしていきます。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続していきます。ひとり親になってから生活基盤、養育費、子育てなどの課題に直面して心身ともに疲弊することをできるだけ防ぐため、ひとり親になる前からの相談について、離婚相談などで対応しています。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡会を定期的を開催していきます。

更に、父子家庭に対する相談事業や情報提供について、充実させていきます。

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。

### ● 区役所

区こども家庭支援課をはじめとした窓口等での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実します。また、「こども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談への相談支援機能の強化に取り組みます。

### ● 母子家庭等就業・自立支援センター（ひとり親サポートよこはま）

ひとり親支援

就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や、子どもも対象にした電話（夜間含む）による相談の実施や情報の提供を行います。また、区との連携を強化し、相談支援機能の強化に取り組みます。

★平成30年度から相談支援機能を強化（就労支援員の区役所への派遣回数が増）

### ● 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デスク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実施しています。

### ● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかりやすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・関係機関の連携につとめ、多面的な支援の輪を広げていきます。

#### ★ひとり親応援協定

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、より支援が充実し、社会全体でひとり親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定（ひとり親応援協定）」としてすすめていきます。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

（担当部署：区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課）

## 29 支援者への研修

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。特に、心理面の支援についての向上につとめます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 6 子ども自身へのサポート

### <子どもの視点に立った支援策の展開>

経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、生活・学習支援を実施することで、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成するとともに、高校進学に向けた学力向上により、将来的な自立に向けた力を育みます。

また、学習支援事業や様々なひとり親の子どもと接する事業において、子どもが気軽に相談したり、子どもが相談しやすいような窓口やツールなど、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に会わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 30 ひとり親の子どもへの相談支援

ひとり親支援

子どもが自分から打ち明けて相談することは、ハードルが高いことも想定されます。

そのため、学習支援や生活支援をはじめとした、様々な子どもと接する事業の支援者の方々に、ひとり親に関する状況や子どもの状態などの情報提供につとめ、子どもと接する際に、ちょっとした相談に耳を傾けていただけるような意識醸成につとめます。

また、ひとり親の子どもに対して、様々な機会でもひとり親の子どもが気軽に相談しやすい窓口やツールなどの周知を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課、各区こども家庭支援課)

## 31 生活・学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

### ● ひとり親家庭児童の生活・学習支援

ひとり親支援

ひとり親家庭の児童に対し、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。★本モデル事業を経て、令和2年度より思春期・接続期支援事業を実施しています

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

### ● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。

(担当部署：区福祉保健センター・健康福祉局生活支援課)

### ● 寄り添い型生活支援事業

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習習慣を身につけるための支援を実施します。

(担当部署：区福祉保健センター・こども青少年局青少年育成課)

### ● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小学生及び中学生を対象に、放課後（土日祝日、長期休業期間を含む）、学校等において、大学生・地域住民等の協力や、企業・NPO法人の運営による学習支援活動を実施しています。

(担当部署：教育委員会事務局学校支援・地域連携課)

## 32 思春期・接続期支援事業

ひとり親支援

中学校に進学し生活が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭の子と親が、学習や教育費について将来的な展望を持って取り組むための支援を実施します。

子：家庭教師を3か月間派遣し、学習習慣や学習のコツを身につけるための支援を行います。

親：相談員を派遣して就労や家計の相談に応じ、進学時の教育資金を構築するための助言等を行います。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 33 面会交流支援事業

ひとり親支援

面会交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、子どもの健やかな育ちにつながる面会交流の支援に取り組みます。

(担当部署：こども青少年局こども家庭課)

## 34 子ども食堂など地域の取組支援

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。また、区社会福祉協議会を中心に、団体や新たに取組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで子どもの居場所づくりを進めていきます。

(担当部署：こども青少年局地域子育て支援課・市社会福祉協議会)

## 7 新型コロナによる困窮の支援

### 35 ひとり親世帯フードサポート事業（ぱくサポ）

ひとり親支援

新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布し、食生活を支援するとともに、フードロスを削減します。

（担当部署：こども青少年局こども家庭課）

#### □計画の進ちょく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していきます。

##### 【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親の就労者数	1,022人(累計)	2,855人(累計)	3,700人(累計)

##### 【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値 (平成28年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親家庭等 自立支援事業利用者数	3,510人	4,685人	6,000人

※ 令和6年度の数値目標は、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）にあわせ、設定しています。

#### ●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁内連携会議により、計画のPDCAサイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合的な対策をすすめます。